

日米包括経済協議の経済学

その他のタイトル	The Economics of Comprehensive Economic Consulting
著者	田中 茂和
雑誌名	関西大学商學論集
巻	39
号	5
ページ	381-404
発行年	1994-12-25
URL	http://hdl.handle.net/10112/00019329

日米包括経済協議の経済学

田 中 茂 和

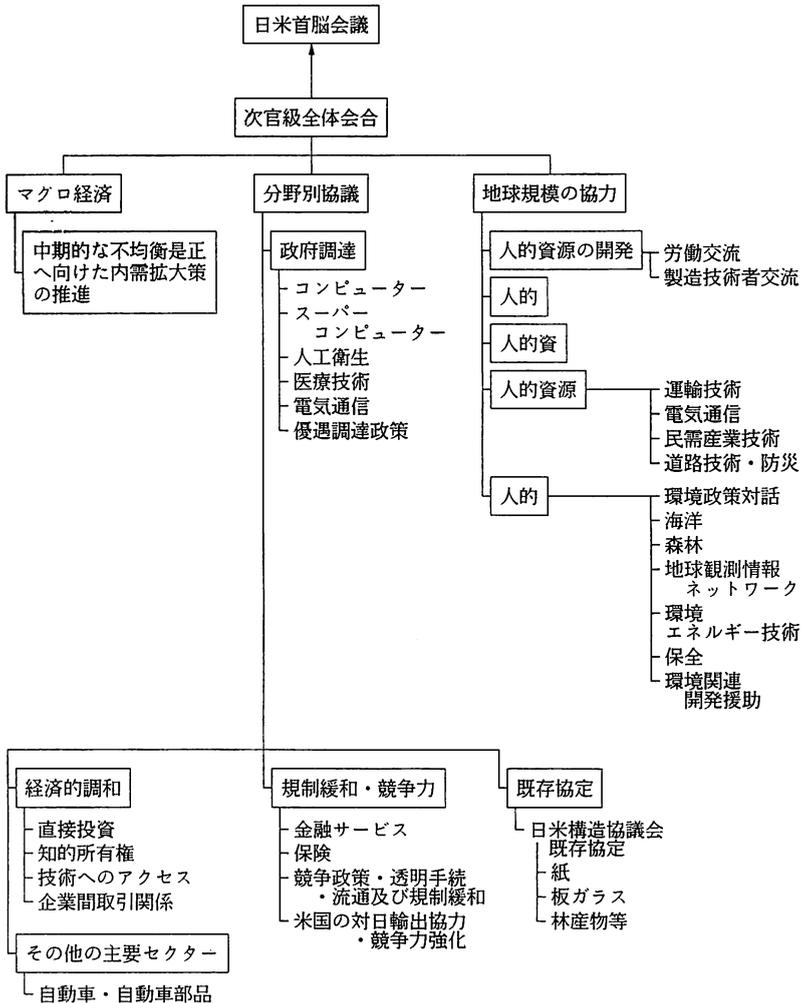
I. はじめに

1994年10月1日、日米包括経済協議（日米新経済協議とも呼ばれる）が一応の決着をみた。日米包括経済協議は1993年4月9日、日米首脳会談で設置が決められ、同年7月に協議の枠組を定めた。そして94年2月の日米首脳会談までの決着を目指したものの、合意できず、いったん中断、6月に再開された。この協議はそもそも次の3つの柱からなっていた。第1に、日本の経常収支黒字縮小と米国の財政赤字削減を目指す「マクロ経済政策」。第2に、自動車をはじめ、個別分野ごとに日本の市場開放政策を取り上げる「分野別協議」。第3に、環境、人口問題、産業技術などで協力して研究を進める「地域的視野に立った協力」。ちなみに日米包括協議全体は次図のようである。

このうち、「分野別協議」に含まれる自動車・同部品、保険、電気通信機器や医療機器などの政府調達を「優先3分野」として、今回の閣僚級協議では、この3分野と板ガラスが対象とされた。この結果、次表の示すように、政府調達、保険、板ガラスで合意がみられ、自動車・同部品では合意が成立せず、補修部品が米国通商法301条（不正貿易国・行為の認定・制裁）の適用対象となる可能性が大きいといわれる。

日米包括経済協議において米国政府（米国通商代表部、USTR）が日本側に強く求めたのが「客観基準」と「数値目標」であり、これらを巡って日米の立場の相違が解消できず、94年2月11日の日米首脳会談では個別分野での合意には至らなかった。日本政府は「数値目標」の設定は管理貿易につなが

図 1 日米包括経済協議全体の概要



(出所) 『通商白書：平成6年度各論』

るものであり、GATTのもとで追求されてきた自由貿易原則に立脚した多角的貿易体制の拡大・強化の動きに反するとして、それには強く反対してきた。それは今回の日米間の合意においても数値目標は受け入れていないと日

表1 4分野の合意点、未決着点

	主な合意点	未決着点
政府調達	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 来年4月から導入する総合評価入札方式の適用下限を予定の80万SDR（約1億1000万円）から数年間で段階的に約半分に下げる ◦ 外国製品のシェアと販売額などを客観基準に 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 客観基準の運用方法について、「日本政府に外国製品の購入拡大を保証させるための道具」として使うか、単に「外国製品の購入額の変化を測る尺度」とするかは不透明
保険	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 生損保による第3分野への相互乗り入れは、他の分野の規制緩和の進展度合いを見ながら進める 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 政府調達と同じく、客観基準の運用方法があいまい
自動車・部品	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 合意先送り 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の自動車メーカーが作った外国製部品の購入拡大自主計画を上積みするかどうか ◦ 重要部品を交換する際の基準を全廃するかどうか
板ガラス	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 米国製板ガラスの公共建造物での利用促進方針で大筋合意。1カ月間かけて細部を詰める 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 対日参入促進策の詳細な内容 ◦ 客観基準の具体的な中身

（出所）『日本経済新聞』94年10月3日付朝刊。

本政府は説明している。また1974年通商法301条、いわゆる「通商法301条」および、調査開始から制裁発動に至る手続きが硬直的で制裁的な色彩が濃い1988年包括通商法スーパー301条についても GATT の「最恵国待遇」原則などに違反すると日本政府は批判している。

ところが日米包括経済協議終了直後のカンター米通商代表の声明によれば、『日本政府は今回初めて各合意に基づく進展を評価するため量的、質的な客観基準を利用することを約束した。』（新聞報導による、以下同じ）とされる。つまり、「額とシェアの進展の約束」が日本政府によって行なわれたとされる。これに対して交渉に当たった日本の閣僚の言によれば、『客観基準について数値目標にしない原則を守った。』ことになる。このあたりは日米間の合意文書では『販売額とシェアの毎年の進展の評価は競争力のある外国製品

の中期的相当程度の増加を測ることではなされる』という表現になっている。

こうした包括経済協議のなりゆきに対してヨーロッパ諸国はどうみているのだろうか。この点について、ヨーロッパ諸国の見方は以前の日米構造協議の場合と全く変わっておらず一貫している。

すなわち二国間協議が日米間でのみ行なわれていることに不快感を示すとともに、『通商法301条の適用には同意できない。悪例を残す。』と欧州委員会は述べるとともに、『日米政府には、今回の交渉結果が無差別にすべての関係国に適用されることを望む』と語っている。つまり欧州連合（EU）は日米包括協議、通商法301条の適用双方に批判的であるといえる。

今回の日米包括経済協議は、89年9月以降90年6月にわたって行なわれ、最終報告書がとりまとめられた日米構造協議のあとをうけて行なわれてきたものである。日米構造協議、日米包括経済協議のいずれも日米貿易不均衡是正を旗印に米国政府のイニシャティヴのもとに展開されてきたといえよう。しかしながら、後述するように、この2つの二国間協議の流れは全く異なった様相を呈している。

本稿は日米包括経済協議に対して経済学的評価を与えることをねらいとしている。日米貿易不均衡是正という問題解決の姿勢における変化を意識しながら、日米包括経済協議の意義を経済学の観点から改めて考えよう¹⁾。

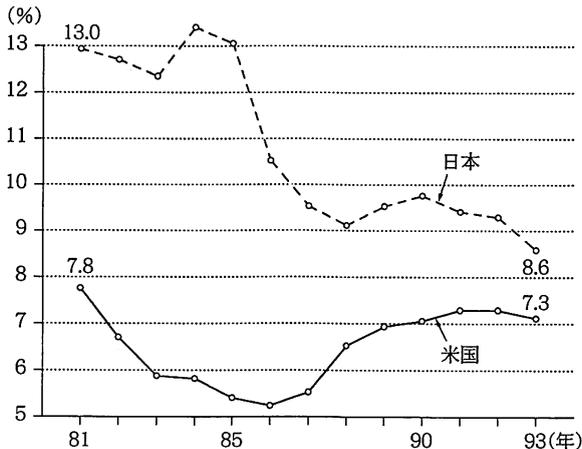
II. 経常黒字は「悪」か「善」か

そもそも日米間での貿易不均衡問題が生じたのは1982年以降のことである。日本では82年以降、経常収支の黒字、米国では経常収支の赤字が発生、持続してきた。当然のことながら、日本も米国も経済大国であるから、黒字幅、赤字幅は絶対額では大きくなる。かくして対GDPもしくは対GNP比

1) 日米構造協議について、かつて筆者は問題の所在と解決方法の在り方について検討する機会を得た。それについては田中（1990）を参照。

率でみるのが適切であろう²⁾。まず、輸出/GDP 比率でみた日米の動きは次のようである（図2参照）。日本については81年に13.0%で85年までに平均12%強の水準であったが、その後低下傾向がみられ、93年には8.6%に落ち込んでいる。米国については輸出/GDP 比率は81年の7.8%から86年まで一貫して低下したものの、87年以降上昇に転じ、93年には7.3%を示している。つまり、80年代中頃を境として日米間では輸出/GDP 比率の動きに対

図2 日本と米国の輸出/GDP 比率の推移



（備考）1985年以前のデータについては、直近の改訂値か否か確認がとれないため、最新の改訂値と異なる場合がある。

（出所）図1に同じ。

2) 周知のように、日本のGNPは債権国日本が海外に保有する資産からの利子・配当（ネット）を含み、GDPはこれらを含まない。同時に、米国のGNPは債務国米国が、海外からの借入れによる利子・配当（ネット）などを含んでいるが、GDPはこれらを含まない。利子・配当の受け取り、支払いなどは国内の生産と直接関係しない以上、国内景気との関係ではGDPの方がより適切である。かくして、経常収支黒字・赤字を対GNP比、GDP比で測る場合にこのことを念頭におく必要がある。しかし、この場合むしろ問題なのは、米国の対外借入が米国の生産増に結びつくような投資のファイナンスに使われているか否かである。

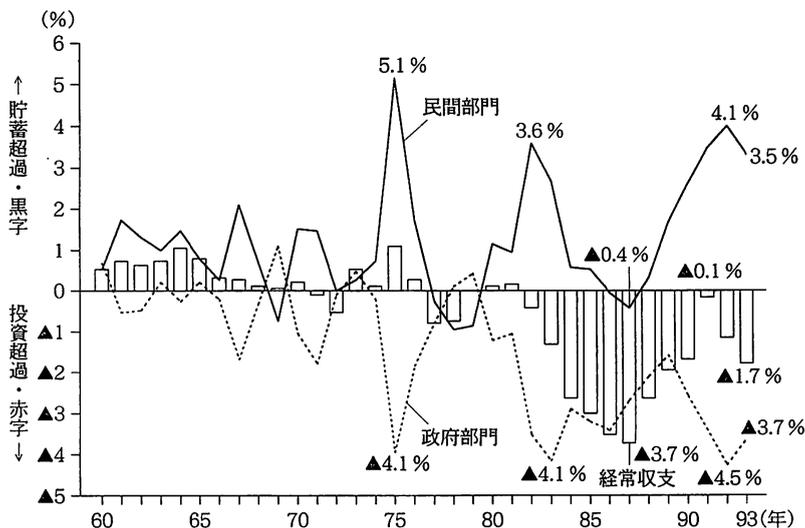
称性がみられ、近年ではほぼ接近しているといえよう。

以上は輸出のみであるが、ネットの外需である経常収支でみるとその対 GDP 比率は、日本において80年代前半の上昇期が、86年に4.2%でピークを迎えたあと低水準に向い、93年には3.1%にとどまっている。

とりわけ注目されるのは財・サービス収支の動きである。周知のように、経常収支は財・サービス収支、要素所得収支、移転収支の3つからなるが、財・サービス収支の黒字幅（いわゆる貿易黒字）の対 GDP 比率は86年のピーク後大きく縮小し、93年ではわずか2.3%に低下している。換言すれば、日本の経常黒字の対 GNP 比率は86年には4%を超えていたが90年には2%を切る水準に低下している。

こうした数字の動きをみるかぎりでは、日本の経常収支の黒字縮小、米国の経常収支赤字の縮小は明らかである。もとより一国の貿易不均衡は貿易相手国が多数であり、多国間でのアンバランスの集計値として計上されるもの

図3 米国の経常収支と部門別貯蓄投資差 (GDP 比)



(備考) 93年の数値は第3四半期までのものを年率換算

(出所) 前図に同じ。

図4 経常収支と部門別貯蓄投資差 (GDP 比)

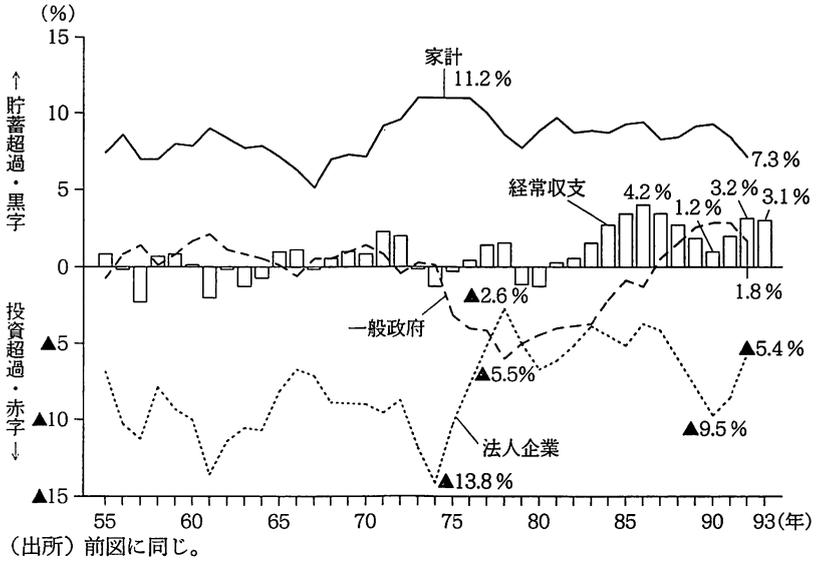
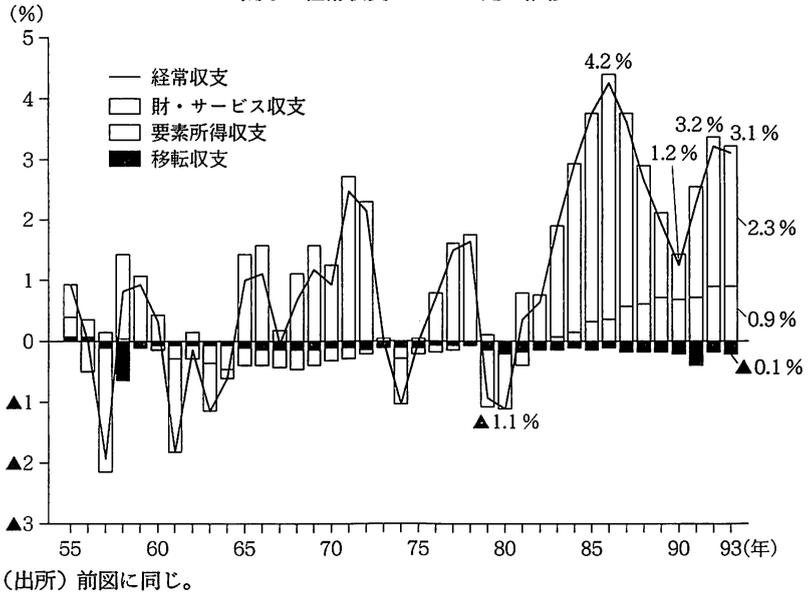


図5 経常収支の GDP 比の推移



である。日本、米国双方で貿易不均衡が是正の方向に向っているとき、2国間で不均衡是正を図ることに果してどのような政策的意義が見い出せるであろうか。

ひるがえってみると「貿易黒字」ないし「経常黒字」批判、もしくは「黒字削減論」ないしは「内需拡大論」に対して「黒字有用論」というべき反批判が、学会のみならず、政財界においてもまき起こった。先の疑問と関連して、かつて議論の対象となった外貨準備の「適正規模」と同じように「黒字有用論」の中に貿易黒字の「適正規模」といった考えが合理的に入り込んでいるのであろうか。

「黒字有用論」は国際的資金循環の観点からよく主張される。たとえば、第1次石油危機に際して世界景気の後退がみられたものの、世界経済は概してすみやかに回復をみせた。もちろん実物面では、その後のエネルギー消費・石油消費節約努力がみられ、石油の所得弾性値が急速に低下したことにもその一因が求められる。他方、金融面では石油価格高騰のもとで、オイル・マネーの環流が比較的スムーズであったことが世界的デフレの回避につながったとみることもできよう。今日、ECの市場統合、東西ドイツの統一、旧ソ連や東欧諸国における市場経済への移行などにより世界的に資金需要が高まっている。もしそれに応じた貯蓄供給の増加が世界全体として行われなければ、世界的な実質金利の上昇を招くであろう。こうした実質金利水準の変化はやがて不況や対外累積債務問題の深刻化をもたらすであろう。その場合、貯蓄は所得に依存するから、所得水準の高い国に資金供給源が求められよう。

つまり、経常収支の黒字は資本流出を意味し、その赤字は資本流入を意味する以上、世界市場への資金供給に関して経常収支のある程度の黒字が必要とされる。とはいえ、それとの関連で経常黒字の「適正水準」を確保するという考え方には直ちに同意できない。経常収支の黒字や赤字は、本来的には所与の諸条件のもとで、各国の経済主体が消費や生産に関して異時点間の最適な意志決定を行う結果生じるものにほかならない。国民経済計算において

は、経常収支はその国の民間部門における貯蓄・投資バランスと政府部門の貯蓄・投資バランス（財政収支）の和に等しい。

かくして、財政収支を含む国内貯蓄と国内投資の差、いわゆるマクロ・バランスが経常収支尻に等しくなり、国内貯蓄超過（不足）は経常収支黒字（赤字）、したがって海外への資本の純流出（純流入）に等しい。

民間部門の消費、貯蓄、投資、貿易に何ら「歪み」や「摩擦」がなく市場メカニズムが円滑に機能し、政府の財政政策が適切に運営されている限り、国際資本移動が自由に行われる世界では経常収支の不均衡が発生するのは無理なく望ましいことであり、経常収支がゼロであることはむしろ稀であろう。しかし、民間部門における消費や投資が、制度的あるいは政策的なバイアスのためにその水準が制約をうけていたり、政府の財政政策が不適切なきには、そこで実現される経常収支は望ましいものではないため、たとえそれがバランスしようとするインバランスであろうと、経常収支の是正が望まれよう。政府部門の貯蓄・投資バランスは政策的に決定されるものであるから、政府によるコントロールは可能である。各国政府がもし、その国の財政収支を適正に決定している、すなわち各国の取る財政政策が適切であるならば、民間部門の貯蓄・投資バランスが経常収支のバランスを左右することになる。しかしながら通常、先験的に各国の財政政策が望ましい方法、望ましい水準で適切に運営されているとはいいがたい。さらには、貿易面において「歪み」や「摩擦」が存在し、価格メカニズムの円滑な機能が妨げられている場合はいうまでもない。

「経常収支黒字有用論」は経常収支の「ファイナンス機能」——黒字国が諸外国の資金不足をファイナンスする——に基づくものである。大事なことは、国際資本移動（国際貸借）が自由であり、かつ諸市場に「歪み」や「摩擦」が存在せず、市場メカニズムが円滑に機能している場合には、経常収支の「ファイナンス機能」は自律的に作用するということである。最後に、財政収支の管理・運営が適切に行われていれば、経常収支の是正は民間部門の貯蓄・投資バランスの是正に委ねられることになる。一般的には投資率より

も家計貯蓄率は構造的要因に左右される所が大であると考えられ、逆にいえば民間の投資率は政策的要因に左右されやすいといえる。

理論的には妥当な経常収支黒字の適正水準が存在しないことはもはや明らかであろう。ひるがえって考えると、日本が経常収支黒字に転じ持続しはじめたのは、1982年以降のことであり、したがって累積経常収支黒字が問題視されはじめたのは、それから後のことである。日本の経常収支黒字幅の対 GNP 比率は1984年 2.8%、85年 3.6%、1986年には 4.2%と 4%をこえる水準に達したものの、1990年には 1.2%と 2%を下回る水準まで低下した。しかし、91年 2.2%、92年 3.2%と上昇に転じた³⁾。今日では厳密な意味でのインフレなき経済社会すなわち物価上昇率ゼロを想像することは実際に不可能であり、物価上昇率のアップ、すなわち前年比とか前月比とかの数値でいわれるように、物価上昇の加速化すなわち物価上昇率の上昇をもってインフレを定義する傾向が強い。その限りでは、容認できるインフレ幅といったものが、ともかくも存在している。経常収支の黒字幅についても、それなりに近い考え方が見受けられなくはない。つまり、経常収支の「ファイナンス機能」を重視するなら、日本が資金供与国でありつづけるには経常収支のある程度の黒字幅が必要になる。かくして理論的に妥当な「適正水準」が存在しなくても、政策的な意味合いでの「適正水準」が考えられる。しかし、すでに述べたようなことから、その場合においても財政政策をはじめとする人為的諸政策をとらうとすることは一般的に望ましくないであろう。そのうえ、その際考慮すべきは経常収支の大きさや経常収支の対 GNP 比率ではなく、むしろその累積収支である。なぜなら、経常収支の累積の結果である対外純投資ポジションによっては、赤字国においてデフォルト（債務不履行）などの事態が生じる可能性を否定できないからである⁴⁾。より重要なことは次の点である。経常収支の「ファイナンス」が自律的に行われた場合の望ましい経済的

3) ここでの経常黒字の対 GNP 比率はいずれもドルベースであり、各国値である。

4) 本節で述べた「黒字有用論」に対する筆者の見方は須田（1992）、補章「黒字有用論について」の論調とほぼ軌を一にするものである。

帰結は、経常収支赤字国が、黒字国からの対外借入れが赤字国国内における投資増・生産増に結びついたときに限られる。もし、対外借入れと投資増・生産増との関係が米国において希薄であれば、日本の黒字調整が米国の赤字調整に貢献する程度は少なくなるであろう。

「経常収支の黒字有用論」に関して検討を要するのは、19世紀後半から20世紀初頭にかけての（第1次世界大戦まで）英国の経常黒字経験である。たとえば1871年～1913年に各年を平均して、英国の経常収支黒字の対 GNP 比率は4%をこえている。もっとも、この黒字幅は直接にはサービス収支および利子・配当収支での黒字幅が貿易収支での赤字幅を大きく上回っていたことによる。したがって、この黒字の裏には多額の長期資本の流出があり、1870年代までには英国は主たる対外投資国であり（主要国の対外投資残高の総額の80%近くが英国の対外投資）、第1次大戦直前でも40%を超えるシェアを有していた⁵⁾。81年以降の日本の経常収支黒字経験は英国の経常収支黒字経験とは、その長さおよび大きさにおいて比較にならないほどであろう。にもかかわらず、今日の日米間の「摩擦」現象はどう説明したらよいだろうか。一つ指摘できるのは英国の経常黒字経験は主として貿易外収支の黒字に起因するのに対し、日本のそれはむしろ貿易外収支の赤字を超える大幅な貿易黒字の結果としての経常収支黒字である。ちなみにサービス貿易収支黒字国のトップは米国であり、その赤字国のトップは日本である（92年現在）。対外投資も含めた広義のサービス貿易の黒字幅が経常収支の黒字を支えているのと財貿易のそれが経常収支の黒字を生み出している違いである。「モノ」のシェアの外国での拡大が、摩擦の「タネ」となっている。日本の経常収支の持続的黒字は1982年以降である。それ以前は日本の経常収支は赤字と黒字双方を重ねてきたが、その黒字幅は2%以下にとどまっていた。これまでの日米貿易摩擦の経験からいえば経験則として黒字の対 GNP 比、2%が一つの臨界水準であるといえるかもしれない。

5) この間における英国の経常収支の持続的黒字について詳しくは須田（1992）第1章参照のこと。

Ⅲ. 日米貿易不均衡は構造的結果か政策的結果か

日米貿易不均衡というとき、貿易収支に限定することは明らかに妥当ではない。それには幾つかの理由があげられる。第1に、貿易の不均衡はサービス貿易も含めて論じられるべきであり、景気と関係するのは財の貿易のみならず、財・サービス貿易収支である。第2に、ファイナンス機能はひとり貿易収支にとどまらず、経常収支全体にかかわる⁶⁾。第3に、マクロ経済の観点から貿易不均衡の発生原因を追求するに際して経常収支ベースでみる必要がある。

以下では前節と同様、日米貿易不均衡を経常収支を対象にみていくことにする。前節で論じたように、経常収支の不均衡は米国においては、民間部門、政府部門両部門での赤字による。すなわち、政府部門における財政赤字と民間部門における投資超過・貯蓄不足にほかならない。日本においては、政府部門における財政赤字幅を上回る民間部門における貯蓄超過・投資不足が指摘される。とりわけ米国の財政赤字の拡大、日本での民間部門での貯蓄超過が両国間の貿易インバランスの主たる要因である。

わが国の民間貯蓄率の高さはいまに始まったことではない。1976年以降、家計貯蓄率は低下傾向にあり、近年ではかつてのピーク時の半分近くの水準に落ち込んでいる。とはいえ、この低下部分はほとんど企業貯蓄に代替されており、民間貯蓄率そのものにあってはほとんど低下がみられない。日本の貯蓄率を説明するにはライフ・サイクル仮設がもっとも妥当するといわれる。

すなわち、人口構成における急速な高齢化が高貯蓄率を強く支えている。またここ数年の短期では景気低迷による民間設備投資の落ち込みも貯蓄超過の要因である。日本の高貯蓄率はしたがって老後の生活保障のための貯蓄積

6) 経常収支のファイナンス機能については、河合(1994)第2章「経常収支と国際資本の移動」において理論的な証明が展開されている。

み立てと老後生活における貯蓄の取り崩しのはざままで生じている。すなわち、現在は前者が後者を上回っていることが民間部門における貯蓄超過の主要因なのである。それゆえ、高齢化が進み、将来後者が前者を上回るようになれば、現在と同一の高水準を民間貯蓄率が維持できなくなることは明らかである。このように、日本の高民間貯蓄は構造的要因によるところが大であり、他方、米国の財政赤字は政策的要因によるところが大きいという非対称性が存在する。

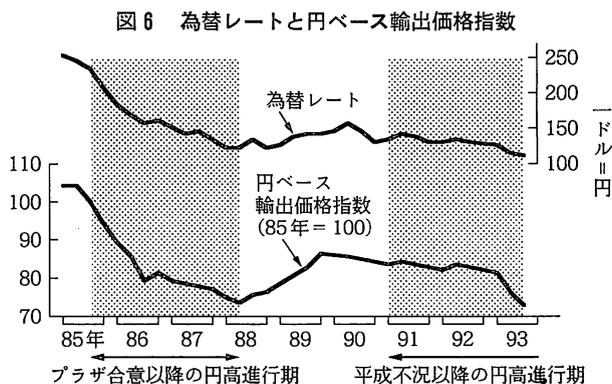
IV. 日米貿易の諸特性と為替レートによる調整

貿易黒字が為替レート調整（円高）により縮小が期待できるならば、価格体系に歪みをもたらすことがない点では望ましいことである。ただし、「ヒステレシス（履歴現象）」が存在する場合には為替レート調整はかえって歪みを生じさせる。というのは為替レートが一方方向に大幅かつ持続的に変化すると、輸出をはじめ貿易パターンが影響をうけ、たとえ為替レートが元の水準に戻ったとしても、貿易パターンは元の状態を回復できない。すなわち、円高が大幅かつ持続的に生じたとき、日本の輸出企業が米国市場から撤退するか、為替レートが元の水準以上に円安に転じなければ、日本の対米輸出の回復は実現しえないということである。こうした現象が起こるのは、輸出における「埋没費用」の存在のためである。その場合、為替レートの小幅な変動は経常収支調整にほとんどその効果を発揮せず、その大幅な変動によってのみ経常収支の調整が期待できる。一般に、変動レート制のもとでの経常収支調整機能は期待されるほど発揮されていない。その理由として主だったものを列挙すると、第1にJカーブ効果の存在、第2に輸出を行うための一種の埋没費用（サンクコスト）の存在⁷⁾、第3に変動レート制のもとでは為替レートはほかのマクロ経済変数とともに変動することなどである。

7) サンク・コストと為替レート調整の関係については、P.クルーグマン(1991)第2講演「為替レートの現実からの乖離」参照。

まず第1のJカーブ効果の存在であるが、為替レート変化に伴って、Jカーブが生じる理由は2通り考えられる。1つは為替レート変化に対する価格変化の鈍さである。これは為替レート変化のもとでの輸出業者、輸入業者の価格設定行動と関係する。マクロ経済変数であるとはいえ、輸出や輸入は輸出入業者の価格設定行動の結果としての市場成果の集計にほかならない。

円高進行下での日本の輸出企業の価格設定行動を実際に示したのが図6である。



(出所) 日本興業銀行『我が国製造業の産業調整と新たな内外均衡』、
ただし『日本経済新聞』94年10月12日付朝刊より引用。

これをみると、日本の輸出企業の価格転嫁率が90年代に入って急激に低下しているのがわかる。さらに、もちろん価格転嫁率が充分高くても数量調整にはタイム・ラグがある。

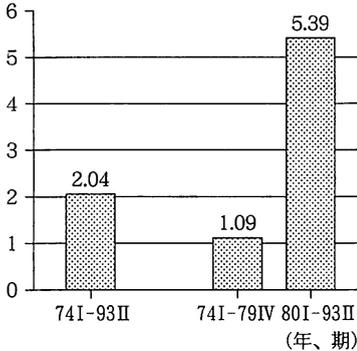
また輸入面でも、流通の多段階性がある場合に価格転嫁率が低くなることは充分考えられよう。

次に、埋没費用が存在すると、海外市場への参入のための初期投資がかさみ、いったん参入すると容易に退出しにくい。

第3の点は、為替レートの変動によって経常収支が調整されるには貯蓄・投資バランスあるいは生産・支出バランスを変化させる必要があることを示唆する。いいかえると、為替レートの変動だけで経常収支の調整が達成され

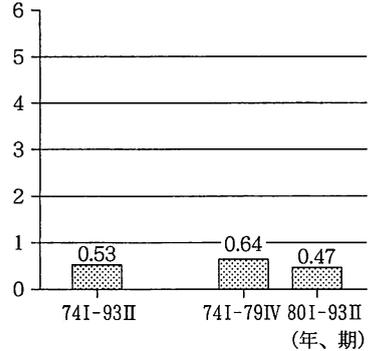
るとは限らないということである。端的に引っくり返したい方をすると、累積経常収支が為替レートに与える影響は意外と小さいということになる。この点は実際、図7および図8のデータから説得的であろう。

図7 内外金利差が為替レートに与える影響



(出所) 図5に同じ。

図8 累積経常収支が為替レートに与える影響



(出所) 前図に同じ。

ところで実際の貿易は貿易相手国、貿易品目の双方にわたって多角的に行われているものである。その意味では、貿易不均衡を2国間で調整することはいわば帳尻あわせであり、経済学的には何ら意味をもたない。とはいっても日米貿易不均衡の実態を把握しておくことも分析の一助となろう。

『平成6年版通商白書各論』によれば日本の対米輸出のうち84%が機械機器で占められるのに対して、日本の対米輸入では機械機器は約36%のシェアでしかない。そのほかの主たる輸入品目は食料が約23%、原料品が13%である。一言でいえば、日本の対米輸出の大半は資本財や部品であり、日本からの輸入によって米国企業の工業生産が成り立っているといっても過言ではない。

日本の製品輸入比率が低いことが、日本の輸入拡大の阻害要因になっているとか、日本市場の閉鎖性の証拠であるとかしばしば主張されるが、総需要ベースでみると米国は製品輸入の所得弾性値が高く、日本はその弾力値が低いという点で貿易構造の特性に非対称性がみられる。したがって、製品輸入

比率の高低を外国企業に対する参入障壁の高さ、その国の市場の開放性の程度
の尺度としてしかに用いることは妥当性を欠くといわざるをえない。

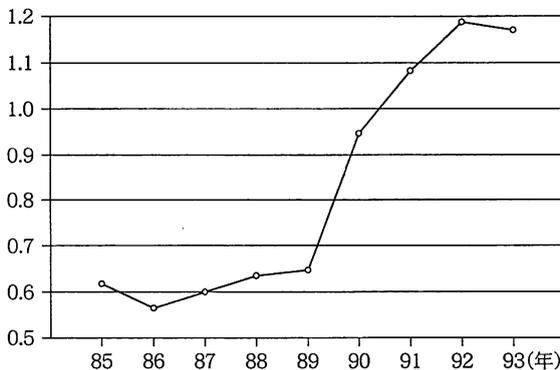
日米間の貿易構造（品目別）との関係でみるともう一つの構造的特性にお
ける日米間の非対称性が指摘できる。

それは、日本の輸入の所得弾性値が相対的に低いのに対して、米国の輸入
の所得弾性値が相対的に高いということである。所得弾性値と価格弾性値は
同一財では高低、低高などと非対称性を示すのが通常である。

図9、図10をみると日米貿易摩擦が熱を帯びてきた80年代後半では日本の
輸入の所得弾性値は上昇、輸出の価格弾性値が下落傾向にある。日本の輸入
の所得弾性値はこれだけ上昇しても米国の輸入の所得弾性値の方が高いので
ある。

以上のような日米間の貿易構造特性における非対称性は、市場メカニズム
が十分に働いても日米の貿易不均衡は自然な現象として生じうることを物語
っている。加えて、マーシャル・ラーナー条件で知られる為替レートの収支

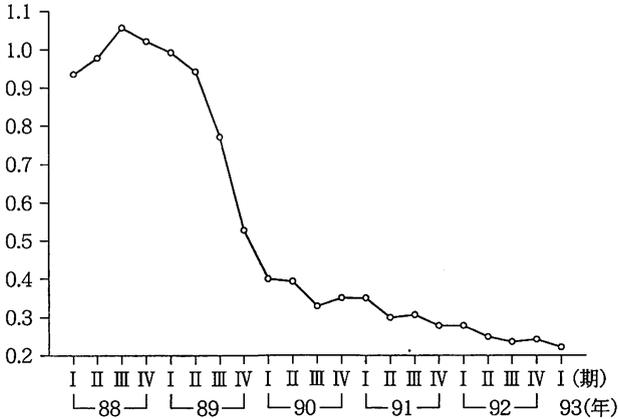
図9 日本の輸入数量の所得弾性値の推移



(備考) ある年における所得弾性値とは、当該年の第1四半
期まで10年間の推計期間をとって、関数により推計
した結果を意味する。

(出所) 前図に同じ。

図10 輸出数量の価格弾性値の推移



(出所) 前図に同じ。

調整メカニズムにすべてゆだねることができず、マクロ経済調整を必要とすることを示唆している。

V. 日米構造協議と日米包括経済協議：似て非なるもの

日米包括経済協議はクリントン政権のもとで前ブッシュ政権とは違ったやり方で日米貿易摩擦問題に取り組むために発足した。クリントン政権発足直後に、日米貿易交渉において「数値目標」方式をとることが提案された。その方式は、日本市場における外国製品のシェアを設定し、これを実施せしめるやり方である。これにはほかの先進諸国に比して日本における外国工業製品にシェアが5.9%と極端に低いのは、日本市場に構造障壁があることを意味しており、これを打破するにはこのような方法しかないという考えがあった。93年7月、日米政府の協議において、米政府は、(1)日本の経常収支の黒字をGDPの1.5%にまで削減する。(2)各個別分野ごとに日本市場における外国製品、外国企業のシェアの目標となるべき数字(「客観的基準」)を設定

すべきであると主張した。

日米構造協議において日米両国の経済制度や取引慣行の違いから貿易摩擦が生じているという認識のもとに、競争政策の強化と市場開放は米国の対日要求であった、この点は日米構造協議においても変わっていない。しかし、日米包括経済協議と日米構造協議の間には大きな違いが存在する。

日米構造協議では、日米貿易不均衡の背景として相互に構造問題の所在を認識したうえでその是正策を検討しようとする姿勢がみられた。とはいえ、協議が進むにつれて、日米間でマクロ経済政策に関するスタンス、両国市場の開放性、そして企業努力に対する認識や理解にかなりギャップがあることが明らかとなった。そして日米構造協議では、米国側の成果主義 (result-oriented approach) のもとで、日本市場の閉鎖性や日本企業の不公正さが繰り返し主張された。その点で日米構造協議はマクロ・レベルの問題をミクロ・レベルで解決しようとする検討違いの方向をたどっていた。

しかし、この日米構造協議の最終報告(90年6月)をうけて日本において、独禁法の運用基準の見直し、種々の規制緩和をはじめとして、各種の経済的制度改革が行われてきた。にもかかわらず、米政府の認識では日米貿易不均衡の是正において何ら効果を上げていないとされ、包括経済協議では短期的な「成果」が求められてきた。日米構造協議では日本における構造障壁を軽減・撤廃し、これにより競争を高め、米国の対日貿易を拡大しようとするにとどまっていたのである。包括経済協議は日米交渉によって日本市場における特定外国製品のシェアについて目標値を設定し、これを日本政府の努力によって実現させようとするものであった。これは、日本政府による市場介入により「客観的基準」という名のもとに、将来目標を達成させようすることにほかならない。

第2に、構造協議では比較論議されたマクロ経済政策は協議分野としては名ばかりで、包括協議にあっては個別協議に終始した。

Ⅵ. 輸入総量目標設定と輸出自主規制

これまで戦後における日米通商関係はさまざまな摩擦を繰り返してきた。それら貿易摩擦の解決策としてこれまでとられてきた措置の流れを大ざっぱにまとめてみると、次のようになる。

第1に、輸入制限や反ダンピング関税といった米国の対日輸入についての輸入数量規制、輸入価格規制。この措置は米国側によってとられた。第2に米国の対日輸入についての輸出自主規制。これは自動車・工作機器などの分野で日本側によってとられた。自動車は81年より実施され93年3月撤廃。工作機械については87年から93年末まで実施された。第3に、日本の対米輸入について購入努力目標（自動車部品）とか、輸入拡大（条件）、市場アクセスの増大（板ガラス、半導体）などの措置が要求された。これらは日本側によってとられた。このように時期は若干錯綜するが、大まかにみて日米貿易摩擦における米国の対日要求は、「輸入割当」、「輸入関税」から「輸出自主規制」を経て「輸入総量目標設定」へと変化しているのがわかる。

これらの推移は米国に限られたことではなく、輸入産業保護は思ったよりも効果が少ないことを意味している。一般的に、輸出国が輸入国の保護政策を回避する方法は数多く存在する。たとえば、「関税工場」というのは輸入割当や輸入関税といった保護措置をすりぬけできることを示唆している。ほかの例を挙げれば、米の輸入制限に対して加工食品の形での輸入や特定製品の輸入制限に対して部品での輸入などの対抗手段が存在する。

次に、「輸出自主規制」(VER)は輸出国側が行う措置であるが、輸入制限の点では輸入国側が行う「輸入割当」(IQ)と同一の効果をもつオルタナティブ・チョイスである。また、VERとIQのいずれも関税と違って第3国に適用されない2国間協議であるから、摩擦回避型直接投資によって対抗しうる性質のものである。ただし、理論的には、VERとIQではインセンティブの点で異なる。すなわち、VERもIQも対象となる貿易品の市場価格

を引き上げる。その結果、どちらも輸入国において消費者の利益はその分損なわれる。IQ の場合は輸入国の生産者にとってゲインがあり、VER ではそのゲインは輸出国の生産者の手元に向う。かくして IQ により輸出が制限されるのなら、自主的に輸出企業が輸出総量を制限するというインセンティブが輸出国の生産者に存在することは明らかであろう。

ところが、「輸出自主規制」(VER)と「輸入数量目標設定方式」(VIE, 自主的輸入拡大)とは全く対称的である。つまり、VER は貿易相手国における輸入競争保護主義を意味する反面、VIE は貿易相手国の輸出についての輸入自主拡大である以上、貿易相手国における輸出産業保護主義にはかならない。それゆえ、米国が日本に求める VER は日本の輸出企業にインセンティブと超過利潤をもたらす。同じように、米国が日本に求める VIE は米国の輸出企業にインセンティブと超過利潤をもたらすのである。いずれにしろそれは、日米間の市場シェア協定を結ぶことに等しい。もちろん、それは日米以外の国に対しては適用されないから、差別的な貿易政策には違いない。

したがって、VER が貿易相手国(赤字国)によるその国の低い輸出水準に見合うまで高い輸出水準を引き下げようとするのに対して、VIE は赤字国の低い輸出水準を高い輸入水準に見合うまで引き上げようとすることをねらいとしている。このようにみてくると、人為的とはいえ、VER は当該2国間の貿易量を縮小させ、VIE はその貿易量を拡大させるように思える。

しかし、そのように考えることは経済学的に何の意味もなく、VER や VIE のもつ経済的弊害を看過することになる。VER や VIE のもとでの管理政易のもとで、VER と VIE の間で貿易量、そして貿易利益を論ずることは的はずれの議論といわざるを得ない。何よりも強調しておかねばならないことは、貿易黒字が、市場開放、市場自由化の負の代理変数ではないということである。貿易自由化は市場開放の必要条件であって、十分条件ではない。市場の開放性についてしばしば問題とさせる「市場のアクセス」をはかる指標として日米間の市場浸透度は輸出機会のみならず、対外事業進出機会(対外直接投資)を含むべきである。

確かに日本の対米直接投資に比べると、米国の対日直接投資はその水準が低い。しかし、外国企業が日本市場へのアプローチに際して、輸出機会というチャンネルか、直接投資機会というチャンネルのいずれを利用するかは、基本的に企業行動、企業の経営戦略上の問題である。

日米構造協議の折には、米国製自動車に対する日本の輸入拡大が米国政府・米国業界の大きな関心となった。これまで、米国製自動車の日本国内販売は低迷していたが、最近急速な伸びをなしている。この現象には米国自動車業界が日本向け仕様車を投入しはじめたことによる所が大きい。それまでは米国製自動車を輸入してから日本国内向けに仕様を変えることで米国製自動車の日本国内販売には多大なコストがかかったといわれる。このことはこれまで米国自動車業界が、日本市場を対象とした企業努力を怠ってきた結果として、日本国内での米国自動車の低水準シェアが存在した経験的事実を物語っている。

ともあれ輸入割当にかわる、輸出自主規制、輸入数量目標設定が問題となるのは市場シェアを日米間で分け合う点であり、いずれの措置も差別的であることに求められる。ということはそれらは多角的・無差別・自由の原則にのっとった GATT に違反しないのであろうか。関連する GATT の規定は GATT 1条にある「最恵国待遇」である。つまり1条では差別的な措置が禁止されている。

しかし、どうやら特定国製品ではなく外国製品について特定シェアを与えるのなら、GATT 1条に違反しているといえそうもない。たとえば「日米半導体協定」においては、外国製半導体のシェアを20%と規定している⁸⁾。

とはいえ、日米構造協議にせよ日米包括協議にせよ、2国間協議をもって市場の閉鎖性・開放性をとりあげ、貿易不均衡を是正しようとする姿勢は決して望ましいことではなく、むしろ有害なことであろう。2国間協議において競争力のある国が交渉力を強く保持しているとは限らず、政治的な強国

8) 輸入数量目標設定と GATT については松下(1994) PP. 28-29で詳しく論じられている。

が、イニシャティヴをにぎり、強い交渉力をもつことから経済的合理性からの乖離が生じることが充分考えられる。内外価格差の是正という消費者利益の保護と政易不均衡の2国間での是正との間に何ら正当性のある関連は見いだせない。最近、経済的規制をめぐって「市場の失敗」と「政府の失敗」がしばしば論議されている。公正な参入が制限されているか否か、市場が開放的か否かが「結果」を基準にして判断されるような状況は、市場の失敗についての十分な検討がなされないまま政府の介入を許すならそれ自身政府の失敗を創出させるに十分であろう。その意味で、かかる「輸入数量目標設定方式」、「通商法301条の発動・適用」は論外であり、選択すべきではない。

VII. 日米経済関係についての経済学者の考え方

『保護主義 (protectionism)』⁹⁾ という著作を世に出している世界的に著名な国際経済学者である J. バグワティは、93年10月に米国の有力経済学者40人とともに公開声明を発表し、「輸入数量目標設定方式は自由貿易に反するもので、米政府は選択すべきではない。」と提言している。

彼らは細川首相(当時)とクリントン大統領に公開書簡を送り、「管理貿易」の要求、すなわち個別分野のVIEについて、米国はそのような要求をすべきでないし、日本もまた受入れるべきでないと述べている。

また、日本の経済学者グループ154名も米国政府の求めている「数値目標設定」に反対する声明を発表した¹¹⁾。

これらの公開声明とともに日本の経済学者の考え方を示す包括的な文献と

9) バグワティ(1989)は輸出自主規制や輸入数量目標設定などの新保護主義の動きに対して、示唆に富み極めて説得的な批判論を展開している。この本は今後の貿易体制のあり方を考える上で極めて有用な内容を呈している。

10) 細川「首相・クリントン大統領への公開書簡」(山田久訳)『エコノミスト』1993年11月2日参照。

11) 1994年1月28日付新聞各紙および同日付『日本経済新聞』『経済教室』を参照。

して須田（1992）、伊藤他（1994）、小宮（1994）の3冊をあげることができる。小宮が指摘しているように、米国の対日要求には、(1)日本の貿易黒字のため米国は大きな不利益を被っており、(2)日本の大きな貿易黒字は日本市場の閉鎖性によるものであるから、(3)日本はあらゆる市場開放措置を一方的にとるべきであるという「三段論法」が感じられる（小宮（1994）pp. 4～5）。

ここでひるがえって考えてみて、不公正であるとか、閉鎖的であると主張する場合にその経験的証拠が呈示されているのだろうか。少なくとも市場が閉鎖的だから、輸出拡大・輸入縮小で貿易黒字が創出されているという点に関して経験的検証はどうなっているのか。この点に関していくつかの実証分析が展開されている¹²⁾。

それらの既存の実証分析の結果から日本が諸外国に比べてとくに市場閉鎖的であるとはいいいく以上、市場閉鎖性の結果、貿易黒字が創出されている、という主張は疑わしい。もとより市場が閉鎖的であれば貿易黒字になるという主張は短絡的であり、経済的合理性に基づいているとはいえそうなのである。このことは米国の対日要求である規制緩和にもあてはまる。規制緩和が輸入拡大・貿易黒字の縮小をもたらすという主張に対してどれほどの経済学的説明を与えることができるであろうか。

引用文献

『朝日新聞』、1994年10月3日付朝刊。

『日本経済新聞』、1994年10月3日付朝刊。

伊藤元重・通産省通商産業研究所編著（1994）『貿易黒字の誤解：日米経済のどこが問題か』、東洋経済新報社。

河合正弘（1994）『国際金融論』、東大出版会。

P. クルーグマン著、伊藤隆敏訳（1990）『為替レートの謎を解く』、東洋経済新報社。

小宮隆太郎（1994）『貿易黒字・赤字の経済学：日米摩擦の愚かさ』、東洋経済新報社。

須田美矢子（1992）『対外不均衡の経済学』、日本経済新聞社。

田中茂和（1990）「日米構造協定の経済学」、『関西大商学論集』、35-4。

12) 日本の輸入障壁に関する実証分析は伊藤（1994）、PP. 81-86でサーヴェイされている。

通商産業省（1994）『平成6年度通商白書各論』，大蔵省印刷局。

通商産業省（1994）『図でみる通商白書』，通商産業調査会出版部。

永井進（1994）「規制緩和の行方(3)：規制緩和と物価」，『書齋の窓』，No. 434，1994年5月。

J. バグワティ著，渡辺敏訳（1989）『保護主義・貿易摩擦の震源』，サイマル出版会。

松下満雄（1994）「日米通商摩擦事件雑感(10)完：日米包括協議」，『書齋の窓』，No. 432，1994年3月。